

令和3年(ネ)第2603号
新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求事件

控訴人(原審では原告) 半澤一宣
被控訴人(原審では被告) 西日本旅客鉄道株式会社 他2名

準備書面(その17)(被控訴人ら共通、被控訴人JR西日本)

2021(令和3)年9月9日

東京高等裁判所 第4民事部 御中

控訴人 半澤一宣

この準備書面(その17)では、控訴状に記した控訴の趣旨の2(喫煙ルーム廃止請求)および控訴の趣旨の3(損害賠償請求)に係る内容について記します。

目次

・控訴の趣旨の2(喫煙ルーム廃止請求)関係	2
1. 2021(令和3)年9月7日付の被控訴人らの答弁書への反論	2
2. 【甲66号証】などに対する被控訴人らの反論の機会について	4
・控訴の趣旨の3(損害賠償請求)関係	5
3. 控訴人が、荒木車掌への証人尋問の実施が必要だと考える別の理由について	5
・控訴人の意見	6

・控訴の趣旨の2（喫煙ルーム廃止請求）関係

1．2021（令和3）年9月7日付の被控訴人らの答弁書への反論

被控訴人らは、喫煙ルームの設置要件について定めた健康増進法施行規則第16条1項1号、すなわち、

「出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること」

に関連して、この答弁書の2頁最終行～3頁2行目で、

「...控訴人の主張は、実質的には、気流の早さに関して、明文では規定されていない『出入口から人が退出する際に』という基準・要件を根拠もなく付加するものであって...」

と述べています。

しかしそれを言うなら、被控訴人らこそ同様に、当該設置要件について、

「人の出入りがない状態において」

との基準・要件を根拠もなく付加しようとしていると、控訴人は指摘せざるを得ません。

被控訴人らが、【乙2～4号証】として示した、車両基地での、非営業の列車内での測定結果をもって、新幹線列車内の喫煙ルームは設置要件を満たしているから適法である旨を主張しているのは、これを街中のショッピングセンターなどに置き換えて考えれば、

「深夜の営業時間外（無人の時間帯）に設置要件を満たしている喫煙室であれば、昼間の営業時間内（利用客がいる時間帯）には設置要件を満たさない（タバコ煙の漏れひいては利用客に受動喫煙を発生させる）状態であっても構わない」

と主張しているのと同じです。

国（厚生労働省）は、被控訴人らが主張するような考え方で、当該設置要件を制定したのでしょうか？

そうではなく、昼間の営業時間内に（当該施設に利用客がいるときに）受動喫煙を防止するために制定したはずです。

なぜなら、健康増進法の第1条には、

「この法律は、...国民保健の向上を図ることを目的とする」

と明記されているからです。

上記の「深夜の営業時間外に設置要件を満たしている喫煙室であれば...」のような考え方は、健康増進法第1条の「国民保健の向上を図る」との理念に合致しているのでしょうか？

そうとは言えないことは、ここで控訴人が指摘するまでもなく明らかなことです。

それは国民（新幹線の利用者）の常識から乖離しすぎた、例えて言えば悪いことをして叱られたときの「子供の言い訳」的な主張でしかないからです。

被控訴人らは、自らの主張が健康増進法の趣旨から逸脱した、非常識なものであるとは自覚していないのでしょうか？

当該設置要件については、上に記したように控訴人と被控訴人らとの間で解釈に争いが生じていることから、文面を一見しただけでは曖昧な余地があることは確かでしょう。

しかし、当該設置要件がどういう目的で定められたのかを考えれば、被控訴人らが主張する、

「人の出入りがない状態において」

ではなく、控訴人が主張する、

「人が出入りするとき（特に退出するとき）であっても」

と言う意味が、明文化されていなくとも意味として込められている（そのように考えなければ、わざわざこの法令を定めた意味が無い）ことは、中学生でも容易に理解できることでしょう。

要するに、この答弁書における被控訴人らの主張は、健康増進法の趣旨を形骸化（骨抜きに）させることによって、自らの違法かつ不当な不作為（新幹線の乗客に係る受動喫煙の防止を怠る（＝努めない）こと）の正当化を目論んだものでしかないわけです。

それが我が国の法秩序を破壊し、公共の福祉にも反する、反社会的で失当な主張であることは、議論の余地の無い明白なことです。

よって裁判所は、健康増進法や当該設置要件の立法・制定の趣旨を踏まえた上で、この答弁書における被控訴人らの主張を退け、被控訴人らに喫煙ルームの廃止を命じる判決を出すべきです。

2.【甲66号証】などに対する被控訴人らの反論の機会について

控訴人が【甲66号証】とこれに関連する【準備書面(その15・16)】を送付したのは、口頭弁論期日の約2週間前になってしまいました。

日程に十分な余裕を持って提出できなかったことについては、お詫びを申し上げます。

この関係で、被控訴人らにおいては、【甲66号証】などに対して何か反論したいことがあっても、日程的に反論が難しい事態が生じている可能性があります。

よって控訴人は、次回口頭弁論の席で、被控訴人から反論の書面を提出するための時間的猶予の請求があった場合には、これを認める用意があることを申し添えます。

ただし被控訴人らから当該反論書面を提出したい旨の申し出が無かった場合には、控訴人は、被控訴人らが【甲66号証】などの内容について異議が無い、すなわち【甲66号証】などの内容とこれに係る控訴人の主張は科学的・学術的にすべて正しい(ひいては被控訴人らが新幹線列車内の喫煙ルームを廃止しないままでは不当である)旨を、控訴人だけでなく裁判所に対しても自ら認めたものとみなすことを、念のため申し添えます。

裁判所におかれましては、この点について、特にご留意いただきたく存じます。

・控訴の趣旨の3（損害賠償請求）関係

3．控訴人が、荒木車掌への証人尋問の実施が必要だと考える別の理由について

これについては2021（令和3）年8月19日付【準備書面（その14）】で説明済みですが、それだけではなく、まだ他にもあります。

それは以下の2つです。

自分の目の前で発生した乗客同士のトラブルについて、自分が早くその場を切り抜け、他でもない自分が楽をすることを優先させた安易な判断が、訴訟にまで発展したことで関係者に多大な迷惑をかける事態を招いてしまったことを自覚させ、反省を促す
新幹線列車内における類似のトラブルの再発を防止するには何をどうすることが必要かを、控訴人や被控訴人と一緒に考えてもらう契機とする

荒木氏は車掌として日々新幹線列車に乗務する中で、列車内のいわゆる現場の空気を肌で知っている人物です。

ですから、被控訴人らの本社の管理部門（いわゆる上層部）の人間には気づかない建設的な提言を期待できる可能性があります。

また荒木氏は「指導車掌」の肩書を持っており、後進の指導と言う役割も担っていると思われることから、再発防止策を後進の車掌に伝えることを通して、新幹線のサービスの向上に資する効果も期待できます。

それは控訴人に限らない、あらゆる犯罪や不法行為の被害者に共通する、

「自分たちと同じ理不尽な思いをする人を二度と出さないで欲しい」

と言う被害者感情に寄り添うことにも適うからです。

・ 控訴人の意見

本件訴訟の結末（勝敗）が最終的にどうなるうとも、控訴人と被控訴人らが本件訴訟で主張してきた内容が歴史から抹消されることは無く、いつの日にか私たちの子孫からも、それぞれの主張の当否について審判を受けることとなります。

被控訴人らは、2021（令和3）年9月7日付の答弁書で記していたような、子供の言い訳のような主張を訴訟という公の場で展開していて、それが歴史の審判に堪えられる（肯定的に評価される）と本気で考えているのでしょうか？

それは被控訴人らが、2020（令和2）年11月26日の弁論準備手続の席で、控訴人（原告）が求めていた求釈明（注1）への回答を拒絶する旨を明言した件についても同様です。

被控訴人らは、本件訴訟における自らの一連の主張について、私たちの子孫から後ろ指を指され非難されることは無いと、胸を張って言えるのでしょうか？

控訴人は、今のままでは被控訴人らは、私たちの子孫から否定的な評価をされる以外の道は無いと考えます。

なぜなら、被控訴人らの一連の主張はいずれも、物事の分別をわきまえた良識ある大人がすることではないからです。

被控訴人らは、受動喫煙を巡る利用者同士のトラブルが繰り返し発生するたびに、

「このたびはご不快な思いをさせてしまい申し訳ございませんでした」

旨の、その場しのぎの謝罪をするだけで後は何も対策を講じず、いつまで経っても、

「新幹線の利用者には受動喫煙を我慢させておけばよい」

との姿勢を改めようとしないうるだけではありませんか！

もしもWHO（世界保健機関）の関係者が来日して、駅のホームや列車内に喫煙ルームを設置したままの新幹線を利用したら、新幹線はJRグループや我が国の（三次喫煙を含む）受動喫煙対策の遅れを象徴する存在として酷評され、全世界から物笑いの種にされてしまうのは必至です。

それは1964（昭和39）年の開業以来運転死亡事故ゼロの記録を誇る新幹線の歴史だけでなく、被控訴人らの企業イメージにも、汚点を残すことにしかありません。

旧・国鉄時代の鉄道建設公団には、

「踏切事故を無くす最良の方法は、踏切を無くすことである」

との明快な標語がありました（注2）。

これを言い換えた、

「受動喫煙を無くす最良の方法は、喫煙できる場所を無くすことである。

それは新幹線列車内においても同様である。」

と言う言葉を、控訴人は最後に被控訴人らへ贈りたいと思います。

以上

注1) 2021（令和3）年8月19日付【準備書面（その13）】の8頁、および同日付【準備書面（その14）】の3頁に記載した事柄。

注2) 宮脇俊三『時刻表2万キロ』（角川文庫、1984（昭和59）年・発行）238頁。原書は1978（昭和53）年に河出書房新社から発行。